京都市交通局マスコットキャラクター「京ちゃん」及び「都くん」 着ぐるみ製作業務仕様書

1 業務委託名

京都市交通局マスコットキャラクター「京ちゃん」及び「都くん」着ぐるみ製作業務

2 業務の趣旨・目的

市バス・地下鉄に興味や親しみを持っていただけるような、市民に愛されるかわいら しい着ぐるみを製作する。

3 納品日

平成22年10月初旬

4 委託業務の内容

マスコットキャラクター図案に基づき、忠実に着ぐるみ製作を行う。

(1) 要件

- (ア)長時間の着用が可能である、バッテリーで稼動する送風式の着ぐるみであること。
- (イ) 演技者が職員及び学生等の素人であることを前提としたものであること。

(高度な動きをせずとも十分にかわいい動きをアピールできるつくり, 涼しい, 軽量, 及び視界が広い等)

- (ウ) 身長160~175cm程度の演技者が着用してもイメージを損なわないこと。
- (エ) 横幅は900mm以内とすること。(原則)
- (オ) 色はデザイン図 (イラスト) に基づいて忠実に再現すること。
- (カ) 演技者の体は外部から見えないようにすること。
- (キ) 視界をできるだけ広く,足下を見えやすくして,演技者と周囲の安全に配慮する こと。
- (ク) 外部から、覗き窓や本体下部等を覗かれた場合であっても、容易に内部の構造や 演技者が見えないようにすること。
- (ケ)型くずれ、破損、汚れ及び洗浄による色落ち等ができるだけ発生しない素材・型にしながら、軽量化にも努めること。
- (コ)素材は肌触りのよいものにすること。
- (サ) 手はものがつかめるつくりにすること。(原則)
- (シ) 持ち運びが容易にできること。

(2) その他

(ア) 付属品

- ①バッテリー予備4個(一体につき2個)
- ②充電器2個
- ③洗剤及び洗浄用具
- ④着ぐるみ用収納袋
- ⑤その他必要なもの
- (イ) その他製作の細かな部分については協議する。

5 著作権の取り扱い

本件業務の実施に伴う成果物の著作権(著作権第21条~第28条に規定する権限をいう)については、着ぐるみ製作業者においては著作物(着ぐるみ)の納品を持ってすべて京都市交通局に譲渡することとし、その旨、納品書に明記せねばならない。

6 その他

本仕様書に明記なき事項,業務上発生した疑義については,両者協議により業務を進めるものとする。